

東京都リハビリテーション病院
指定管理者募集要項

令和5年8月

東京都保健医療局

目 次

項 目	ページ
I 募集の趣旨及び東京都リハビリテーション病院の概要	1
1 募集の趣旨	
2 指定管理者制度を採用する目的	
3 施設概要	
II 管理に当たっての条件等	4
1 指定管理者の業務	
2 指定管理者の条件	
3 管理に要する経費	
4 使用料及び手数料の徴収事務	
5 指定の期間	
6 管理の基準	
7 指定管理者と東京都の責任分担	
8 指定管理者の指定の取消し等	
9 事業の継続が困難となった場合の措置	
10 履行確認・管理運営状況評価の実施	
III 申請の手続	10
1 申請者の資格	
2 申請方法	
3 現地説明会の実施	
4 質問事項の受付	
5 その他	
IV 指定管理者の選定	12
1 指定基準	
2 選定方法	
V 指定管理者の指定	13
1 指定管理者の決定方法	
2 指定管理者の指定及び公表	
3 指定後の手続	
VI 募集スケジュール	14
VII 提出書類一覧	15
1 法人の概要・財務状況等	
2 現在運営している施設の状況	
3 事業運営に関する計画	
4 経営管理に関する計画	
5 使用料及び手数料の徴収事務	
6 設備及び備品の維持管理	
VIII 選定委員会における選定基準	17
IX 管理運営状況評価結果による加算率	18
X 問い合わせ先・申請書類提出場所	18
様式 1-1～1-2、3-1～6-1	
参考様式 質問票	

I 募集の趣旨及び東京都リハビリテーション病院の概要

1 募集の趣旨

東京都リハビリテーション病院（以下「リハビリ病院」という。）の管理運営について、効果的・効率的な運営により医療の質・患者サービスの向上と経費の節減を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び東京都リハビリテーション病院条例（平成2年東京都条例第53号）第10条の規定により、指定管理者の募集を行います。

2 指定管理者制度を採用する目的

(1) リハビリ病院を取り巻く状況

リハビリ病院は、平成2年5月に都内初のリハビリテーション専門病院として開院して以来、30年以上が経過しました。この間、急速な高齢化社会の進展に伴い、リハビリテーション医療の果たす役割はますます重要なものとなってきています。

また、近年の診療報酬・介護報酬改定においては、回復期リハビリテーション病棟入院料や通所・訪問リハビリテーションの見直しなど、リハビリテーション医療に関して随時見直しが行われています。

(2) リハビリ病院の担うべき役割

リハビリ病院をめぐる状況が大きく変化する中で、都内唯一の公立のリハビリテーション専門医療機関であるリハビリ病院には、次のような役割を積極的に担っていくことが求められています。

- ・ 質の高いリハビリテーションの提供による医療の質を最大限向上させるよう不断に努め、病院として求められる患者サービスの向上を追求し、リハビリテーションを必要とする全ての都民・患者の期待に応える。
- ・ 症状や合併症等により通常のリハビリテーション専門病院で対応困難な重症の患者や、専門的なリハビリテーションの提供を必要とする患者についても、積極的な受入れを行う。
- ・ リハビリテーション実施医療施設や維持期・介護施設への支援など、公立病院として求められる地域医療の充実に向けて取り組む。
- ・ 求められる役割を確実に果たせるよう、強固な診療基盤を築き、安定した病院運営を確保するための、経営改善に取り組む。

(3) 指定管理者制度の採用

上記の役割を着実に果たすには、民間ノウハウを活用した効果的・効率的な病院運営と行政的医療への取組を同時に期待できる、指定管理者による運営が有効です。平成18年度以降、同制度を採用し積極的な取組を図ってきましたが、今後も一層取組を推進する必要があるため、引き続き同制度による運営を継続することとしました。

3 施設概要

(1) 名称

東京都リハビリテーション病院

(2) 所在地

〒131-0034 東京都墨田区堤通二丁目 14 番 1 号

(3) 開設年月

平成 2 年 5 月

(4) 設置目的

リハビリ病院は、平常時にはリハビリテーション医療における専門病院として東京都のリハビリテーション医療供給の中核をなす一方、災害時には地域の医療救護活動の拠点に転換するという複合的な目的を持っております。

(5) 診療規模

入院 165 床、外来 50 人／日（原則として紹介予約制）

(6) 診療体制

ア 標ぼう科目

リハビリテーション科、整形外科、泌尿器科、眼科、耳鼻いんこう科及び歯科

イ 外来業務（診療科 11 科）（令和 5 年 4 月 1 日現在）

リハビリテーション科、整形外科・リウマチ科、泌尿器科、神経内科、皮膚科、眼科、耳鼻いんこう科、婦人科、歯科、精神科及び糖尿内科

(7) 医療保険における施設基準等の届出状況（令和 5 年 4 月 1 日現在）

一般病棟入院基本料（地域一般入院料 3）、診療録管理体制加算 2、看護配置加算、看護補助加算 1、療養環境加算、医療安全対策加算 2、データ提出加算 1、入退院支援加算 1、回復期リハビリテーション病棟入院料 1、排尿自立支援加算、外来排尿自立指導料、薬剤管理指導料、在宅経肛門的自己洗腸指導管理料、CT 撮影、MRI 撮影、脳血管疾患等リハビリテーション料（I）、運動器リハビリテーション料（I）、疾患等リハビリテーション料初期加算、手術通則 5、手術通則 6、輸血管理料 II、輸血適正使用加算、入院時食事療養（I）、特別食加算、食堂加算、クラウンブリッジ維持管理料

(8) 建物概要 (病院)

名 称	東京都リハビリテーション病院		
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造		
所 在 地	〒131-0034 東京都墨田区堤通二丁目 14 番 1 号		
敷 地 面 積	5,354.93 m ²		
延 床 面 積	16,632.46 m ²		
建物規模	屋上	機械室等	
	6 階	6 階病棟 回復期リハビリテーション病棟 45 床	食堂
	5 階	5 階病棟 回復期リハビリテーション病棟 48 床	食堂
	4 階	4 S 病棟 回復期リハビリテーション病棟 38 床 4 N 病棟 一般病棟 34 床	食堂
	3 階	院長室・事務室・手術室・医局・研修室等	
	2 階	運動療法室・作業療法室・各種訓練室・相談室等	
	1 階	外来診察室・放射線室・MRI 室・医事事務室等	
	地下 1 階	中央監視室・地下駐車場	

(9) 建物概要 (付属施設)

名 称	東京都リハビリテーション病院医師公舎及び看護宿舎	
構 造	鉄筋コンクリート造	
所 在 地	〒131-0034 東京都墨田区堤通二丁目 14 番 1 号	
延 床 面 積	1930.72 m ²	
建物規模	階数	4 階建て
	医師公舎	7 室
	看護師宿舎	38 室
備 考	—	

Ⅱ 管理に当たっての条件等

1 指定管理者の業務

リハビリ病院の設置目的を達成するため、指定管理者が実施する業務内容は次のとおりです。

- (1) リハビリテーション医療の提供
- (2) リハビリテーション医療に係る教育研修及び研究
- (3) 災害発生時における地域の医療救護活動を実施するために必要な業務
- (4) 地域リハビリテーション支援事業に必要な業務
 - ・地域リハビリテーション支援センター（令和4年4月再指定）
- (5) リハビリテーションに係る専門的な医療の提供
- (6) 使用料及び手数料等の徴収事務
- (7) 施設設備及び物品の維持管理に関する業務

※ 大規模改修に向けて、都が実施する計画策定等に関する必要な調査等への協力を含む。

- (8) リハビリ病院の管理運営を包括する業務
 - ・人事管理事務（採用、給与、研修、福利厚生など）
 - ・財務事務（予算・決算、経理・監査など）
 - ・その他病院運営に必要な業務
- (9) 指定管理者の交代に伴う引継業務

※ 業務の実施に関する細目的事項は、協議の上、協定で定めます。

※ 管理に係る業務を一括して第三者に委託することはできませんが、清掃・警備などの個々の具体的業務を指定管理者から第三者へ委託することは可能です。

2 指定管理者の条件

- (1) 持続可能な病院経営を確保し、良質な医療を継続的に提供していくため、自己収支比率について現状からの改善目標等を定めるなどして、経費節減や収入確保に積極的に取り組み、経営の改善を図るものとします。
- (2) 入院・通院患者への診療提供及び提供する医療・患者サービスの水準について、現在の水準を維持しつつ、その上で、新たな創意工夫やこれまでの実績を活用し、リハビリ病院における医療の質及び患者サービスの更なる向上を図るものとします。
- (3) 指定期間開始後に入院・通院患者又はその家族等から指定管理者の交代に関する問合せ等があった場合、誠実に対応しその理解を得るよう努めるものとします。

※現在の事業実績等は、下記のとおりです。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
入院患者数	56,879人	51,093人	48,519人	50,829人
病床利用率	94.2%	84.8%	80.6%	84.4%
平均在院日数	69.8日	58.1日	65.0日	67.9日
在宅復帰率	77.3%	71.6%	76.7%	74.2%
外来患者数	14,501人	8,210人	7,916人	7,868日
平均通院日数	21.6日	19.4日	17.6日	15.7日

3 管理に要する経費

- (1) リハビリ病院の管理運営に伴う収入は、すべて東京都（以下「都」という。）の収入とします（地方自治法第244条の2第8項の規定による利用料金制度は採用しません。また、事業所税は非課税となります。）。
- (2) リハビリ病院の管理運営のため、都が必要と認める経費は委託料（指定管理料）として指定管理者に支払います。委託料（指定管理料）は、四半期ごとに支払うこととします。事業計画書において提示のあった金額を踏まえ、年度ごとに都の予算の範囲内で指定管理者と協議し、四半期ごとの支払額及び方法等について年度協定を締結します（13ページ参照）。
- (3) 委託料（指定管理料）と実際の経費に差額が生じた場合は、原則精算することとし、その他詳細については、協定で定めます。
- (4) 従前の指定管理者に支払った委託料（指定管理料）の額は、次のとおりです。

（単位：千円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人件費	1,700,701	1,702,268	1,750,279	1,771,472	1,770,279
材料費	221,488	221,488	221,488	221,488	222,729
経費	996,422	1,032,616	1,069,324	965,453	1,037,536
医業外費用	38,863	39,252	40,233	38,698	38,504
消費税	295,748	299,563	308,132	299,711	306,904
合計	3,253,222	3,295,187	3,389,456	3,296,822	3,375,953
精算額	3,253,222	3,238,770	3,291,998	3,200,141	/
差額	0	56,417	97,458	96,681	/

※「合計」は、都から指定管理者に支払った当該年度の委託料（指定管理料）の合計額です。「精算額」は、実際に指定管理者が使用した額です。「差額」は、指定管理者から都に返納された額です。

4 使用料及び手数料等の徴収事務

- (1) 徴収事務については、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条 4 項及び第 165 条の 3 第 3 項に基づき、東京都会計管理者の検査を受けることがあります。
- (2) その他、徴収に関する事務については、地方自治法施行令、東京都会計事務規則（昭和 39 年東京都規則第 88 号）等の規定に基づいて行っていただきます。

5 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日（予定）から令和 11 年 3 月 31 日までとします。

6 管理の基準

指定管理者は次に掲げる管理の基準に基づき、リハビリ病院の管理に関する業務を行わなければなりません。

- (1) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）その他の関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な病院運営を行うこと。
- (2) 利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。
 - ・入院患者及び入院待機患者については、そのまま引き継ぐこと。
- (3) 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。（定期的に施設設備及び物品の点検を行うなど）
- (4) 情報公開については東京都情報公開条例（平成 11 年東京都条例第 5 号）の規定に準じて取り扱うこと。
- (5) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の趣旨にのっとり、業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。また、個人情報に関する事故が発生した場合には、速やかに報告すること。
- (6) リハビリ病院の利用に関して、指定管理者が使用許可権限を代行する場合は、東京都行政手続条例（平成 6 年東京都条例第 142 号）に規定する「行政庁」として申請処分や不利益処分を行うこととなり、その範囲において、行政庁としての責務を負います。具体的には、申請に対する審査応答義務や申請を拒否する際の理由の提示、不利益処分をする際の聴聞、理由の提示、法令等に違反する事実があるとして是正のための処分を求められた場合の対応などです。一方で、指定管理者は施設の管理権限を代行するに過ぎないので、東京都行政手続条例第 2 条第 1 項第 6 号に規定する「行政指導」（行政目的を達成するための指導、勧告、助言その他の行為）を行うことはできません。
- (7) 指定管理業務に関する下請負人等との契約において暴力団等を排除するための特約を締結すること。
- (8) 障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨を踏まえ、障害者の雇用に努めること。
- (9) 東京都帰宅困難者対策条例に基づく一時滞在施設として、大規模災害発生時の帰宅困難者の受入れ等について協力が求められること。

- (10) 地方自治法第 244 条の 2 第 7 項に基づき、毎年度終了後、速やかに事業報告書を提出していただきます。指定管理者から提出された事業報告書や施設の管理運営に関する収支の状況はホームページ等で公表します。また、都は必要に応じて、指定管理者からその業務又は経理の状況について報告を求め、実地調査及び指示をすることがあります。
- (11) 現在の施設利用者を継続して利用させることとし、現在実施されている事業内容とそれに係るサービス内容については、原則として現状を維持するものとします。その上で、法人としての実績を生かし、施設における医療の質の確保及び利用者サービスの更なる向上に努めるものとします。
- ※ 管理の基準に関する細目は、協議の上、協定で定めます。
- (12) 総務省の「みんなの公共サイト運用ガイドライン」の主旨を踏まえ、ホームページを作成する際は、ウェブアクセシビリティ方針を策定し、ウェブアクセシビリティの確保を行うこと。

7 指定管理者と東京都の責任分担

指定管理者と東京都の責任分担の概要は、次のとおりです。

項目	指定管理者	東京都	備考
リハビリ病院の運営管理	○		サービスの提供、管理・会計事務、警備、苦情対応等
法令等に基づく届出	◎	○	病院管理者（病院長）名による届出は指定管理者が行う。 開設者（東京都知事）名による届出は、指定管理者が案を作成し、都の確認・押印を受けた上、指定管理者が届出を行う。
設備及び物品の維持管理	○		
使用料及び手数料等の収入	○	◎	収入先は都とし、徴収事務は管理者が行う。
リハビリ病院等の利用承認	○		
行政財産の目的外使用許可		○	
リハビリ病院等の修繕	○ (小規模)	○ (大規模)	日常の軽微な修繕は指定管理者とし、躯体に影響する修繕は都とする。
災害時対応	○		
事故対応	○		
包括的管理責任		○	管理瑕疵を除く

※ 災害時には、墨田区地域防災計画に基づく医療の提供をしていただきます。

※ 詳細は、協議の上、協定で定めます。

8 指定管理者の指定の取消し等

都は、指定管理者が次のいずれかに該当すると認めるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

- (1) 管理の業務及び経理の状況に関する知事の指示に従わないとき。
- (2) 指定の基準を満たさなくなったとき、あるいは管理の基準を遵守しないとき。
- (3) その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。

9 事業の継続が困難となった場合の措置

- (1) 指定管理者の責めに帰する事由により、指定管理者の指定が取り消され、又は業務の全部もしくは一部が停止された場合には、これにより生じた損害を指定管理者は都に賠償するものとしします。
- (2) 不可抗力その他都又は指定管理者の責めに帰することができない事由により、指定管理者が指定の取消事由に該当した場合又はそのおそれが生じた場合には、都と指定管理者はリハビリ病院運営の可否について協議することとします。

10 履行確認・管理運営状況評価の実施

- (1) 指定管理業務の履行状況を確認するため、指定管理者には月、四半期又は年度ごとに、実績報告書等を提出していただきます。履行確認に関する詳細は、協議の上、協定で定めます。
- (2) 指定期間内における管理運営状況について、年度ごとに管理運営状況評価を実施します。評価は、所管局による一次評価と、外部委員で構成される評価委員会による二次評価により、総合評価が決定されます。総合評価の結果については、施設名や評価内容が公表されます。
- (3) 今回の選定を経て指定された指定管理者が、本施設の次回の選定公募に応募し、かつ都が毎年度実施する東京都指定管理者管理運営状況評価においてあらかじめ定められた基準に合致する実績を有する場合には、指定期間の更新選定審査の総得点への加算又は減算のいずれかを実施します。

なお、本措置は、本施設の次回の指定管理者選定時点及び当該選定を経て指定された指定管理者の指定期間において、以下の同一性が全て確保されている場合にのみ実施します。

① 事業者の同一性

対象となる事業者の事業内容や財務内容、組織等に大幅な変更がなく、同一性を有していると認められること。

また、対象となる事業者が企業グループ（コンソシアム）である場合は、グループの構成員が同一であり、かつ各々の構成員が同一性を有していると認められること。

② 事業内容の同一性

本施設の設置条例で定める「指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲」及び施設で行われる事業内容に、大幅な変更がないこと。

③ 施設の同一性

(単独で指定する場合)

本施設の指定管理者の指定単位（本施設単独で指定）に変更がないこと。

(複数施設を一括又はグループ化の上、指定する場合)

本グループを構成する施設に大幅な変更がないこと。

注 対象となる管理運営状況評価結果及び加減算率等は、東京都総務局総務部のホームページで公開している「東京都指定管理者制度に関する指針」を参照ください。

Ⅲ 申請の手続

1 申請者の資格

- (1) 法人（法人格を有する団体）であること。ただし、医療法第7条第5項の趣旨に照らし、営利を目的とする者を除きます。
- (2) 次のいずれかに該当する団体は、申請することはできません。
- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
 - イ 都から指名競争入札における指名停止措置を受けている者
 - ウ 都税、法人税、消費税等を滞納しているもの
 - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等により更生又は再生手続を開始しているもの
 - オ 地方自治法第92条の2、第142条、第166条、第168条又は第180条の5に該当するもの
 - カ 東京都指定管理者に係る暴力団等対策措置要綱（24総行革行第469号）の別表に掲げる排除措置対象者の1号から6号までにいずれかに該当するもの
 - キ 各施設設置条例の規定により都から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないもの。ただし、選定の基礎となった社会経済状況の変動が生じたことを理由とする取消しがなされた場合は、本号に該当しないものとする。

2 申請方法

申請に当たっては、【Ⅶ 提出書類一覧】（15、16ページ）を参照の上、書類を作成し、以下のとおり都に提出してください。

提出書類（概要）	受付期間・受付場所
1 法人の概要・財務状況等	(1) 受付日時 令和5年9月8日（金曜日）から同月22日（金曜日）まで 平日午前9時30分から午後5時まで ※ 土曜日及び日曜日は受け付けません。 ※ 電話予約の上、持参してください。
2 現在運営している施設の状況	
3 事業運営に関する計画	
4 経営管理に関する計画	
5 使用料及び手数料等の徴収事務	
6 設備及び物品の維持管理	
	(2) 提出先 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎28階（南側） 保健医療局医療政策部医療政策課地域医療対策担当 電話：03-5320-4417 Fax：03-5388-1436
	(3) 提出部数 正本1部、副本7部

※ 東京都が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めています。

3 現地説明会の実施

現地説明会を次により開催します。

申請予定者は、令和5年8月16日（水曜日）までに次の連絡先へ電話予約の上、必ず出席してください。

連絡先：東京都保健医療局医療政策部医療政策課地域医療対策担当

電話番号：03-5320-4417

(1) 開催日時

令和5年8月18日（金曜日） 午後1時30分から午後4時30分まで

(2) 集合場所及び時間

リハビリ病院3階研修室に午後1時15分までに集合してください。

4 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。質疑回答書は、この要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとします。

受付期間	令和5年8月21日（月曜日）から同月28日（月曜日）まで
受付方法	質問票（別添参考様式）に記入の上、保健医療局医療政策部医療政策課地域医療対策担当宛て（アドレス：S0000298@section.metro.tokyo.jp）に提出してください。
回答方法	令和5年9月1日（金曜日）までに回答します。

5 その他

- (1) 公募における使用言語は日本語とし、通貨は円、単位はメートル法とします。
- (2) 事業計画書等の著作権は申請者に帰属します。ただし、都は指定管理者の決定の公表等で必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で使用できるものとします。また、提出された書類については、個人に関する情報等非公開とすべき箇所を除き、公開されることがあります。
- (3) 提出された書類は理由のいかんにかかわらず返却しません。
- (4) 申請に要する経費は、申請者の負担とします。

IV 指定管理者の選定

1 指定基準

次に掲げる基準により、最も適切であると認めた者を指定管理者として指定します。

- (1) 指定管理者が行う業務（前掲Ⅱの1）について、相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができること。
- (2) 安定的な経営基盤を有していること。
- (3) 医療法その他の関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な病院運営ができること。
- (4) 指定管理者が行う業務（前掲Ⅱの1）について、役員が熱意と識見を有する者であること。
- (5) 専門的な医療を提供できる体制が整備されていること。
- (6) 病院における良好な運営実績を有すること。
- (7) リハビリ病院の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理運営ができること。

2 選定方法

東京都リハビリテーション病院指定管理者選定委員会（仮称。以下「選定委員会」という。）を設置し、申請者の中で上記1の指定基準に該当する者のうちから、リハビリ病院の管理運営のために必要な能力及び実績等を総合的に審査し、最も適切な法人を選定します。

(1) 選定の日程

選定委員会は令和5年9月下旬から10月にかけて、開催を予定しています。

(2) 選定委員

選定委員は学識経験者などの外部委員を含めた5名以内で構成する予定です。

(3) 選定要領

書類審査を行い、必要に応じてヒアリングを行います。選定基準については、【Ⅷ 選定委員会における選定基準】（17ページ）を参照してください。

(4) 審査結果の通知

審査結果については各申請者に文書で通知します。

なお、指定管理者候補者の名称、選定の経緯及び選定理由等については公表します。

(5) 協議が整わなかった場合

指定管理者候補者との協議が合意に達しなかった場合には、第2順位の交渉権者と協議を実施します。

V 指定管理者の指定

1 指定管理者の決定方法

指定管理者は、選定委員会の選定に基づき、東京都議会の議決を経て知事が指定します（令和5年12月の予定）。

2 指定管理者の指定及び公表

指定管理者の指定は東京都公報において告示するとともに、指定管理者に通知します。

なお、申請の概要、指定管理者として決定した事業者名、選定理由、その提案内容及び選定経過については公表します（指定管理者以外の申請者については、公表しません）。

3 指定後の手続

(1) 基本協定の締結

業務の実施及び管理の基準に関する細目的事項など指定期間を通じて定める必要のある事項について、指定管理者と協議の上、基本協定を締結します。

(2) 年度協定の締結

業務の実施に必要な経費など指定期間中の会計年度（4月1日から翌年の3月31日まで）ごとに定める必要のある事項について、指定管理者と協議の上、年度協定を締結します。

(3) 指定管理準備業務

指定管理者として指定された法人は、指定日から令和6年3月31日までの間に、都の指導の下、現行事業者と十分協議の上、サービス水準の維持及び事故防止等を図りつつ業務を円滑に引き継ぐことができるよう必要な準備を進めるものとし、管理代行を開始するまでの費用は、指定管理者の負担とします。

VI 募集スケジュール

令和5年8月7日から	募集要項配布
令和5年8月18日	現地説明会 ※申請予定者は、令和5年8月16日までに電話予約の上、必ず参加すること。
令和5年8月21日から同月28日まで	質問事項の受付
令和5年9月1日まで	質問事項への回答
令和5年9月8日から同月22日まで	申請書の受付 平日 9:30~17:00 (土日を除く。)
令和5年9月下旬から10月まで	選定委員会の開催
令和5年12月	指定管理者の議決
令和6年1月から3月まで	指定管理準備期間
令和6年4月1日から (予定)	管理代行開始日

Ⅶ 提出書類一覧

1 法人の概要・財務状況等

	提出書類	主な記載内容
1-1	指定管理者指定申請書	
1-2	指定申請に係る誓約書	
1-3	法人の概要	(1) 沿革・概要 (2) 法人の運営理念・基本方針・特色 (3) 役員名簿（他法人の役員を兼ねている場合は記載する。） (4) 役員の経歴書
1-4	定款又は寄附行為	定款又は寄附行為
1-5	登記事項証明書	法人の登記事項証明書（申請日前3か月以内に発行されたもの）
1-6	印鑑証明書	印鑑証明書（申請日前3か月以内に発行されたもの）
1-7	決算書等	(1) 直近3年間の決算書類 (2) 直近3年間の補助金、公的機関からの融資、寄付金等の状況
1-8	連絡体制	(1) 法人本部と運営施設の連絡体制 (2) 緊急・非常時等の体制

2 現在運営している施設の状況

	提出書類	主な記載内容
2-1	施設の状況	施設の概要・特徴等
2-2	第三者評価結果	病院機能評価（写）など
2-3	施設の経営状況	直近3年間の決算書類
2-4	医療監視の状況	医療監視での指摘事項の有無及び内容

3 事業運営に関する計画

	提出書類	主な記載内容
3-1	施設運営の理念	(1) 病院運営の理念・事業方針について (2) リハビリ医療の提供と質の向上について (3) 行政的医療への取組について (4) 民間のノウハウの活用について
3-2	職員配置 1	(1) 職員総数（職種・経験年数別） (2) 診療科目（医師配置）
3-3	職員配置 2	(3) 看護部門（入院・外来別配置、勤務体制） (4) リハビリテーション部門（各職種の配置、訓練回数）
3-4	人材確保・育成	(1) 採用計画 (2) 研修体制 (3) 職員の人事考課
3-5	職員の労働条件	(1) 勤務体系の考え方 (2) 給与体系の考え方

3-6	サービスの提供	(1) サービスの提供体制
		(2) サービスの質の確保と向上
3-7	地域リハビリテーション支援事業	(1) 基本的方針
		(2) 連携体制
3-8	専門的リハビリテーション医療	専門的リハビリテーションへの取組
3-9	災害等への対応	(1) 災害（自然災害及び大規模テロ等）への対応・備え
		(2) 災害発生時の医療提供体制
		(3) 新型インフルエンザ等感染症への対応・備え
3-10	利用者の権利擁護	(1) 個人情報の保護について
		(2) 情報開示について
3-11	リスクマネジメント	(1) 事故（医療事故・院内感染など）防止対策
		(2) 事故発生時の対応
3-12	事業の引継ぎ	(1) 業務の引継ぎについての考え方
		(2) 職員の引継ぎについての考え方
3-13	その他	その他、特に取組を計画していること。

4 経営管理に関する計画

	提出書類	主な記載内容
4-1	経営戦略	中・長期的な経営方針
4-2	収支計画表 1	(1) 経営基礎指標の設定（指定期間の3年間分）
4-3	収支計画表 2	(2) 収支一覧表（指定期間の3年間分）
4-4	収支計画表 3	(3) 各経費の算出方法
4-5	経費の節減策	経費節減の具体策

5 使用料及び手数料の徴収事務

	提出書類	主な記載内容
5-1	使用料及び手数料の徴収事務	(1) 徴収事務の効率性及び正確性
		(2) 過誤納や未収の防止対策

6 設備及び備品の維持管理

	提出書類	主な記載内容
6-1	設備及び物品の維持・管理	(1) 設備及び物品の管理体制
		(2) 設備及び物品の調達体制

※ 提出用紙は原則として日本産業規格A列4番で揃えてください。

※ 提出書類 **1-3** から **2-4** までは様式を示していませんので適宜作成してください。

※ 1ページで収まりきらない場合には、**3-1①** **3-1②** など、ページ番号を振ってください。

Ⅷ 選定委員会における選定基準

審査項目		審査内容	配点		
			得点	係数	配点
法人の状況		○法人の特徴 ○財務状況 ○病院運営実績	5 点	× 3	15 点
事業運営計画	病院運営	○病院の運営方針 ○リハビリ医療の提供と質の向上 ○行政的医療への取組		× 3	15 点
	サービス提供体制 サービスの質の確保	○サービス内容の適切性 ○サービスの提供と質の向上		× 2	10 点
	専門医療	○地域リハビリ支援体制 ○災害医療		× 2	10 点
	権利保護	○個人情報の保護 ○情報開示の考え方		× 2	10 点
	危機管理	○リスクマネジメント ○防災		× 2	10 点
	その他	○業務・職員の引継ぎ		× 1	5 点
経営計画		○経営の確実性 ○経費と採算性のバランス ○経費削減策の具体性		× 3	15 点
使用料及び手数料の徴収事務		○徴収事務の正確性と効率性		× 1	5 点
設備及び物品の維持管理		○設備及び物品の維持管理		× 1	5 点
計					100 点

※ 応募者から提出された事業計画書を審査した結果、高位の評価を得た者が複数存在し、その評価が同一水準である場合は、都内に主たる事務所・本店（主たる営業所）を有する団体を優先して選定します。

Ⅸ 管理運営状況評価結果による加算率

パターン	評価結果			加減算率の上限
	直近年の前々年	直近年の前年	直近年	
①	S × 3			20% ※
②	S × 2、A (B) × 1			10%
③	S × 2、C × 1			5%
④	C × 3			▲20%
⑤	C × 2、A (B) × 1			▲10%
⑥	C × 2、S × 1			▲5%

※パターン①については、選定時における加算に代えて指定期間を更新することも可能。

ただし、指定期間の更新を受けたものは、次回選定に限り、管理運営状況評価の結果にかかわらず、再度指定期間の更新を受けることができない。

Ⅹ 問合せ先、申請書類提出場所

募集に係る問合せ先及び申請書類の提出場所

東京都保健医療局医療政策部医療政策課地域医療対策担当

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都庁第一本庁舎 28階（南側）

TEL 03(5320)4417（直通）

FAX 03(5388)1436